

燃料電池自動車タクシー導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮城県(以下「県」という。)は、燃料電池自動車の県民利用機会の拡大等を図るため、一般乗用旅客自動車運送事業者である法人(以下「タクシー事業者」という。)が行う燃料電池自動車によるタクシー運行事業(以下「タクシー運行事業」という。)に要する経費について、当該タクシー事業者等に対し、予算の範囲内において燃料電池自動車タクシー導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)に燃料が圧縮水素であることが記載されているもの。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) リース契約 燃料電池自動車の貸主が、当該燃料電池自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池自動車の使用料を貸主に支払う契約。
- (4) リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの(以下「リース契約等」という。)に基づき、燃料電池自動車の貸付を行う者。
- (5) 国補助金 国が実施する自動車環境総合改善対策費補助金

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表第1に掲げる、商用水素ステーションの設置により、燃料である圧縮水素の安定供給が見込まれる地域を営業区域とするタクシー事業者が、当該営業区域内で行うタクシー運行事業とし、別表第2に定める要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の申請を行うことができる者は、前条の補助事業を実施するタクシー事業者又は当該タクシー事業者とリース契約を結び、燃料電池自動車の貸付を行うリース事業者であって、タクシー運行事業において使用する燃料電池自動車及びその活用計画について、地域交通のグリーン化に資する、地域の計画と連携した取組として国補助金の交付決定を受けた者とする。

- 2 前項に規定するリース契約は、当該車両の使用料について、導入に対して交付される補助金(本補助金のほか、国補助金など当該車両の導入に対して交付される一切の補助金又はこれに類するものをいう。)の額を踏まえて、通常の使用料等から減額して設定するものかつリース契約期間が3年以上であるものに限る。
- 3 全ての県税に未納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、タクシー運行事業に要する経費のうち、別表第3に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(補助金の額等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に交付する補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じた額とする。ただし、補助上限額は2,150千円とし、算定された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により添付しなければならない書類は、別表第4に掲げるとおりとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
 - イ 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での変更
 - ロ 補助対象経費の総額の20%以内の減少
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した自動車（以下「補助対象自動車」という。）の取得後3年間において、第3条に規定する補助事業の要件を満たし続けること。
- (6) 補助事業者は、第12条第1項に定める期間内において補助対象自動車を処分しようとするときは、第12条第2項の規定によりあらかじめ財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (7) 補助事業者は、第12条第2項の規定に基づく承認を受けた後、補助対象自動車の処分をした場合において、知事の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を返還すること。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了日から起算して30日以内の日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、規則第12条第1項の補助事業実績報告書を提出するものとする。

2 前項の補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとし、添付書類は、別表第5のとおりとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助対象自動車を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業完了後3年以内に天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、補助対象自動車が毀損され、又は滅失したときは、様式第5号によりその旨を知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条の規定により財産処分の制限を受ける財産は、導入価格が50万円以上の補助対象自動車とし、同条ただし書に規定する知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、取得後、3年とする。

2 補助事業者は、処分制限期間内において、補助対象自動車を処分しようとするときは、あらかじめ様式第6号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、補助事業者宛てに通知するものとし、当該処分により収入があった場合等必要と認める場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を補助事業者に請求するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定による知事の請求があったときは、知事が定める期日（以下「納付期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要綱の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要綱若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき。

2 知事は、前項による取消しをしたときは、補助事業者に通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金等の返還)

第14条 補助事業者は、知事が前条第1項の規定による取消しをした場合において、知事の命令があったときは、知事が定める期日（以下「返還期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(加算金)

第15条 補助事業者は、第13条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合であって、知事の請求があったときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(延滞金)

第16条 補助事業者は、第12条第4項の規定により補助金の全部又は一部に相当する金額の

納付を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、第14条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(県の実施する普及啓発活動への協力)

- 第17条 補助事業者は、県が実施する燃料電池自動車等に係る普及啓発活動に協力するよう努めるものとする。

(暴力団の排除)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 補助事業者が、暴力団(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号。以下「排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は補助事業者に係る役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員(排除条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 2 知事は、必要に応じ補助事業者(補助事業者がリース事業者の場合は、補助事業者及び補助対象自動車の使用者)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを宮城県警察本部長に対して照会することができる。

- 3 知事は、補助事業者(補助事業者がリース事業者の場合は、補助事業者及び補助対象自動車の使用者)が、第1項各号のいずれかに該当すること又は該当するに至ったことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 前項の規定による処分に関しては、第13条から第16条の規定を準用する。

(書類の提出部数)

- 第19条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とする。

(書類の整備等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月23日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表第1（第3条関係）

営業区域	商用水素ステーションの名称（設置場所）
仙台市	イワタニ水素ステーション宮城仙台 （仙台市宮城野区幸町4丁目8-10）
岩沼市又は名取市	イワタニ水素ステーション仙台空港 （岩沼市空港西1丁目33-2）

別表第2（第3条関係）

<p>1 運行計画</p> <p>年間の稼働日数や走行距離、輸送人員、二酸化炭素排出削減量等について、あらかじめ年間の運行計画を立てること。</p> <p>2 実施体制</p> <p>担当ドライバーを複数人選定するなど、運行計画を実行できる体制を確保すること。また、乗客からの燃料電池自動車に関する質問に答えられるよう、適宜勉強会を行う、パンフレット類を準備するなど環境を整備すること。</p> <p>3 タクシー外観の工夫</p> <p>(1) 県民への普及啓発のため、当該タクシーが水素を燃料として走行していることが分かるようなラッピング等を施すこと。</p> <p>(2) タクシーとして利用可能であることが一見して分かるよう、行灯の形状などを工夫すること。</p> <p>4 普及啓発活動の実施</p> <p>(1) 事業者自ら燃料電池自動車について普及啓発を行うこと。</p> <p>(2) 県の行う普及啓発事業に協力すること。</p>

別表第3（第5条関係）

事業区分	補助対象経費
車両調達費	・車両本体価格

別表第4 添付書類（第7条第2項関係）

番号	必要書類	様式等
1	事業計画	別記様式1
2	各事業に係る見積書の写し	
3	誓約書 ※申請者がリース事業者の場合、リース事業者と使用者の両方の誓約	別記様式2

	書が必要。	
4	登記事項証明書（全部事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書））《原本》 ※申請者がリース事業者の場合、リース事業者と使用者の両方の証明書が必要。 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。	
5	県税納税証明書 《原本》 ※申請者がリース事業者の場合、リース事業者と使用者の両方の証明書が必要。 ※申請日時点で、直近の納税を証明したものに限り。	
6	国補助金事業計画書、事業認定通知書、交付申請書、交付決定通知書及び添付書類一式の写し	

別表第5 添付書類（第9条第2項関係）

番号	必要書類	様式等
1	事業実績	別記様式3
2	各事業に係る納品書、請求書及び支払証拠書類の写し ※補助事業者がリース事業者の場合、販売会社等との補助対象自動車等の売買に係る請求書又は契約書の写しに加え、使用者との契約を証する書類（リース契約書等の写し）が必要。	
3	取得財産等管理台帳	別記様式4
4	補助事業で導入した燃料電池自動車の自動車検査証の写し	
5	振込先口座が確認できる書類（預金通帳等）の写し	
6	国補助金事業実績報告書及び添付書類一式の写し	